

米国の合有・共有財産権に対する わが国税法上の取扱い

——ジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントの権利移転を中心に——

前 田 絢 加

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース
推薦教員：望月 爾・安井栄二)

目 次

はじめに

第1章 米国州法上の財産合有・共有形態

第1節 ジョイント・テナンシー

第2節 ジョイント・アカウント

第2章 ジョイント・テナンシー及びジョイント・アカウントの米国法上の取扱い

第1節 米国州法上の取扱い

第2節 米国連邦税法上の取扱い

第3章 ジョイント・テナンシーのわが国税法上の取扱い

第1節 ジョイント・テナンシーによる権利移転時の課税に関する見解

第2節 ジョイント・テナンシーを巡る裁判例・裁決例

第3節 課税実務上の取扱い

第4章 ジョイント・テナンシーのわが国私法上の解釈

第1節 涉外相続における準拠法の考え方

第2節 ジョイント・テナンシーの日本法上の解釈と適用

第5章 ジョイント・テナンシーのわが国税法上の課税のあり方

第1節 相続税法9条の適用のあり方

第2節 ジョイント・テナンシーに対する相続税法9条への適用の可否
おわりに

はじめに

経済のグローバル化に伴い、国境を越えた人や財産の移動が活発化している。富裕層を中心に、国外財産のみならず、海外財産を保有するケース

も急増し、海外財産の相続や贈与なども目立つようになってきている。このような海外財産の相続や贈与に対して、わが国の税法をどのように解釈、適用するか、その判断が難しい場合も少なくない。とくに、わが国には存在しない法制度を利用した財産の保有や処分などについて、課税上どのように取り扱うかは見解の分かれるところである。

そのような法制度の一例として、米国各州や英国で一般に利用される「ジョイント・テナンシー (joint tenancy)」がある。ジョイント・テナンシーとは、2人以上の者が財産を所有する、一種の「合有財産権」である。その特徴は、合有財産権利者の一方が死亡した場合には、相続が生じず、生存者への権利帰属（以下、「サバイバー・シップ」という。）の原則に基づいて、生存合有財産権利者の権利に吸収される点にある。加えて、相続以外の財産移転方法（以下、「相続代替制度」という。）としての性質も有している。このような制度はわが国には存在せず、英米法固有の制度といえる。

このジョイント・テナンシーを利用した場合に、わが国税法上どのように取り扱うか、とくに、わが国の居住者がジョイント・テナンシーを利用し、一方の合有財産権利者が死亡した場合における権利移転の課税上の取扱いが問題となる。現行課税実務では、この権利移転に対して相続税法9条の「みなし贈与」が適用される¹⁾。たとえば、東京高判平成19年10月10日²⁾や国税不服審判所平成27年8月4日裁決³⁾なども同様の立場をとっている。

しかし、このような課税実務や裁判例・裁決例の取扱いに対しては、そもそも合有財産権利者の死亡による権利移転を「贈与」とみなすことのは是非や、相続税法9条の適用範囲の問題ともかかわって批判も少なくない。また、ジョイント・テナンシーのような外国の法制度を私法上どのように解釈するかについても様々な議論があり、課税関係を議論するに当たって、そのような私法上の解釈のあり方も具体的に整理、検討する必要がある。

そこで、本稿では、ジョイント・テナンシーを中心に米国の合有・共有

財産権について、死亡による権利移転が発生した場合のわが国税法上の取扱いとそのあり方を論じる。まず、本稿の第1章では、米国州法上の財産合有・共有形態としてジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントを紹介する。次に、第2章では、その米国における州法及び連邦税法上の取扱いについて述べる。第3章では、ジョイント・テナンシーを利用した海外財産の権利移転の場合のわが国税法上の取扱いについて、わが国の学説や裁判例・裁決例及び課税実務を紹介し、その問題点を指摘する。そのうえで、第4章では、ジョイント・テナンシーの私法上の解釈について、国際私法の準拠法や外国の法制度の日本法への当てはめについて検討する。最後に、第5章では相続税法9条の適用の意義や範囲を再検討し、ジョイント・テナンシーによる権利移転を「みなし贈与」とする解釈の限界について論じたい。

第1章 米国州法上の財産合有・共有形態

まず、本章では米国州法上の財産合有・共有形態として、第1節ではジョイント・テナンシー、第2節ではジョイント・アカウントについて、それぞれの意義や概要を紹介する。

第1節 ジョイント・テナンシー

「ジョイント・テナンシー (joint tenancy)」は、米国を中心に幅広く利用されている財産合有形態の一種である⁴⁾。具体的には、① 権利関係の同一性 (unity of interest)、② 譲渡行為の同一性 (unity of title)、③ 時間の同一性 (unity of time)、④ 占有の同一性 (unity of possession) という4つの「同一性 (unity)」を備えた合有財産権である。その特徴は、合有財産権利者の一方が死亡した場合、サバイバー・シップの原則に基づいて、生存合有財産権利者の権利に吸収される点にある。これにより、相続代替制度として、相続とは別の作用によって生存合有財産権利者に権利移

転できる。

その起源は、13世紀の英国で生まれた制度に遡り、元来は同一の不動産「全体」に対して、複数人が同時に権利を有するコモン・ロー上の仕組みとして利用されてきた。たとえば、AとBがジョイント・テナンシーを設定した場合、Aの死亡時に、AからBへ権利が移動するのではなく、むしろBはAの死亡前後で変わらず所有者であり、ただAの死亡によってAの持分が解放されたと解釈する⁵⁾。したがって、当該不動産の相続財産性は否定されるうえ、合有財産権利者の死亡が他の合有財産権利者の権利関係に直接影響を与えないため、煩雑な「検認手続 (probate)」⁶⁾を回避することができる⁷⁾。

ジョイント・テナンシーは、上記の4つの同一性を1つでも満たさなければ、「テナンシー・イン・コモン (tenancy in common)」⁸⁾という別の財産共有形態となる。また、合有財産権利者全員の合意による売却、交換、その他の譲渡による処分によっても当然に終了する。さらに、各合有財産権利者は分割請求又は分割協議ができる⁹⁾。しかし、合有財産権利者の権利は死亡によって消滅するため、各合有財産権利者は遺言によって第三者への譲渡はできない¹⁰⁾。

ジョイント・テナンシーの複数人への譲渡は、州法でサバイバー・シップの原則に基づき、修正、制限、あるいは廃止されている。たとえば、複数人への譲渡がジョイント・テナンシーであると表明されていない、又は法的文書が明らかにジョイント・テナンシーを設定する意思を表示していない場合、ジョイント・テナンシーの設定は認められない。このように、ジョイント・テナンシーの設定には外形的な意思表示が必要であるが、明示的な表現を必要としない州もあり、その場合は、譲渡又は遺言の条項により設定することになる。なお、動産におけるジョイント・テナンシーは、署名を必要とする法規定がないため、それが明確で、十分かつ説得力のある証拠によって示されるなら、口頭契約によっても成立する¹¹⁾。

このように、ジョイント・テナンシーは、①米国の相続法上の遺産管

理や検認手続のような煩雑な手続を経る必要がなく遺産管理費用も削減できる点、② 簡易・迅速に生存合有財産権利者に財産を移転できる点、③ 相続において特定の配偶者又は子供の権利を排除することができる点、④ 他の相続人及び死亡した合有財産権利者の債権者からの追及を免れる点などのメリットを有している¹²⁾。

第2節 ジョイント・アカウント

次に、ジョイント・テナンシーに類似する制度として、「ジョイント・アカウント (joint account)」¹³⁾がある。ジョイント・アカウントは、一般的にはジョイント・テナンシーと同様に、2人以上の氏名で開設された銀行口座であり、生命保険、年金口座、撤回可能信託と並び、金融口座を介在させる相続代替制度として、検認手続の枠外で機能している¹⁴⁾。また、複数当事者口座 (multiple-party account) の一形態として、定義及び共有口座名義人の死亡の場合の帰属などが規定されている¹⁵⁾。たとえば、ハワイ州統一遺産管理法典 (Uniform Probate Code) では、2人以上の共有口座名義人による口座で、生存者権に言及しているか否かにかかわらず、現在又は将来において、1人以上の請求により払戻しがなされるものと定義される¹⁶⁾。また、ジョイント・テナンシーと同様に、遺言で変更することはできない¹⁷⁾。

ジョイント・アカウントは、一方の共有口座名義人の死亡時に生存共有口座名義人へ自動的に権利が移転する点で、機能的にはジョイント・テナンシーと類似するが、反証がない限り、各共有口座名義人は自らの拠出額に対してのみ持分 (beneficial ownership) を維持するという点で相違する¹⁸⁾。カリフォルニア州管理法 (Probate Code) 5301条(a)にも、共有口座名義人は各自の正味拠出額に応じて帰属する旨が規定されている¹⁹⁾。たとえば、AとBが開設したジョイント・アカウントで、Aが拠出額を超えて預金を引き出した場合には、BはAに対して、超過額を口座に戻すように請求できる。この請求権はBが何もしなければ放棄されるが、消滅時効

の完成後に、Bに連邦贈与税が課税されることになる。また、積極的な反証がない限り、この拠出持分は均等である²⁰⁾。

加えて、ジョイント・アカウントの開設時には、通常、預金者と銀行預金取引契約が締結されるのみである。この場合、口座開設に必要な情報を記載した新規口座開設申込書を銀行に差し入れることで契約が成立し、当該契約には銀行預金取引に関する約款を適用するのが一般的である。したがって、ジョイント・アカウントの開設には外形的な意思表示が不要である²¹⁾。

また、ジョイント・アカウントは、検認手続を回避するだけでなく、1つの預金口座内で各共有口座名義人がそれぞれ単独で使用できるというメリットがあり、一般的に家族間で生活費等を共有するために開設される。このほか、単独口座では、銀行口座の名義人（被相続人）が死亡するとその口座は凍結され、相続人が預金を引き出せないという問題が生じる²²⁾。その点、ジョイント・アカウントは、一方の共有口座名義人の死亡時に、その口座残高は自動的に生存共有口座名義人に移転するため、凍結を回避できる²³⁾。

第2章 ジョイント・テナンシー及び

ジョイント・アカウントの米国法上の取扱い

次に本章では、ジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントの米国法上の取扱いについて述べる。第1節ではジョイント・テナンシーの州法上の取扱い、第2節ではジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントの連邦税法上の取扱いについて述べることとする。

第1節 米国州法上の取扱い

ところで、米国法の内容や制度を理解するには、連邦と州の二元構造について確認しておく必要がある。米国は単一国家ではなく、連邦制を採用

しているため、連邦と州との権限が分配されている。そのため米国法は、連邦法と州法が相互に機能するいわゆる「二元構造」を有している。とくに米国法は連邦制を採用する他の諸国と比較して、非常に強力な自治権を各州に与え、合衆国憲法の下に各州が独自の憲法をもって、50州が並列・独立的に存在する独自の制度となっている²⁴⁾。

また、米国の内国歳入法（以下、「IRC」と略称する。）は、遺産税（estate tax）と贈与税（gift tax）とを統合して規定しており、基礎控除・税率表とも同一である²⁵⁾。そして、贈与税は一生累積税方式を採用し、贈与の度に過去の贈与を累積して課税していき、最終的には遺産に加算して課税する仕組みをとっている²⁶⁾。そのため、過去の納付贈与税額は控除される。また、米国の相続税及び贈与税の基礎控除は、わが国のような遺産からの控除ではなく、「統一税額控除（Unified Credit）」と呼ばれる税額控除で、まず贈与税額から控除され、控除し切れない部分が遺産税額から控除される。さらに、遺産税方式を採用していることから、移転者（被相続人、贈与者）課税という点も特徴の一つである²⁷⁾。なお、米国では、配偶者への財産移転に対しては制限のない控除が適用されるため、事実上非課税の扱いとされている²⁸⁾。

このような構造を持つ米国法であるが、ほとんどの州が制定法によって、ジョイント・テナンシーの設定を制限している。州法上、合有財産権利者がジョイント・テナンシーを設定する意図を表明していなければ、2人以上の者になされた不動産贈与、財産の移転等はテナンシー・イン・コモンを設定するものと解されるのが一般原則である²⁹⁾。ジョイント・テナンシーについては、そのような州法上の制限が付されていることに留意する必要がある。ここではジョイント・テナンシーを導入している代表的な州として、カリフォルニア州とハワイ州の州法上の取扱いについて述べる。

(1) カリフォルニア州

まず、カリフォルニア州では、制定法であるカリフォルニア州民法

(California Civil Code) 683条において、ジョイント・テナンシーは、2人以上の者が単独の意思又は譲渡によって明確に宣言されている場合、書面による契約で設定できる旨を規定している。ただし、規定内容の細部まで明らかでないため、判例法の集積であるカリフォルニア州不動産法（California Real Estate Law）から検討する必要がある。これによると、合有財産権利者の一方が対価を負担しなくとも、所有権は生じる。また、設定には合有財産権利者間での譲渡証書等の書面による意思表示が必要である³⁰⁾。

他方、カリフォルニア州は、夫婦共有財産制³¹⁾を採用しているため、夫婦間でジョイント・テナンシーを設定した場合は、そのまま夫婦財産として共有するという扱いになる。したがって、仮に配偶者の一方が対価を負担していなくても、当該配偶者に所有権が生じる。そして、カリフォルニア州法上、ジョイント・テナンシーに係る財産は、死亡した合有財産権利者の遺産を構成しないため、州の遺産税は課税されない。

(2) ハワイ州

ハワイ州法には、ジョイント・テナンシーの具体的な定義規定が置かれていないが、取扱いは州の財産法に定められている。たとえば、ジョイント・テナンシーの設定には、合有財産権利者間の書面による明確な意思表示が必要である³²⁾。また、ジョイント・テナンシーで保有するという意思表示が認められれば、ジョイント・テナンシーあるいは夫婦全部保有制³³⁾となり、意思が認められなければ、テナンシー・イン・コモンとなる（HRS § 509-1, 509-2）。ハワイ州法上も、カリフォルニア州法と同様に、ジョイント・テナンシーに係る財産は、死亡した合有財産権利者の遺産を構成しないため、州の遺産税は課税されない。

以上のように、ジョイント・テナンシーを規定する法律は、州ごとに定められているものの、少なくともカリフォルニア州とハワイ州においては、設定時の要件として譲渡証書等の書面を求めるなど、同様の取扱いをして

いる。また、課税関係においても、ジョイント・テナンシーに係る財産は、死亡した合有財産権利者の遺産を構成しないため、州の遺産税が課税されない点は共通している。

第2節 米国連邦税法上の取扱い

ジョイント・テナンシーに係る財産は、州税法上、死亡した合有財産権利者の遺産を構成しないが、連邦税法上は、一方の合有財産権利者の死亡に際して贈与税と遺産税の課税が生じ、死亡した合有財産権利者の遺産に含めて税額を算定することになる (IRC § 2501(a), § 2101(a))。

また、連邦税法は、ジョイント・テナンシーが夫婦間で設定されたものであるかによって課税関係が大きく変わってくる。こうした点をふまえ、本節では、夫婦間と夫婦間以外に区分して、ジョイント・テナンシーの① 設定時、② 終了時、③ 死亡時の場合における米国連邦税法上の取扱いを整理する³⁴⁾。

第1項 ジョイント・テナンシーの取扱い

以下では、AとBの2人の合有財産権利者により、ジョイント・テナンシーが設定された事例を想定し、その課税関係を整理する。

(1) 夫婦間以外

AとBの2人の合有財産権利者が夫婦間以外において、ジョイント・テナンシーを設定した場合の課税関係は以下のとおりである。

① 設定時

Aが財産の時価の2分の1を超える額を負担した場合、AからBへの贈与があったものとみなして、Aに贈与税が課税される。Bは、合有財産権利者となった時点で、一方的にジョイント・テナンシーを解消する権利を有する。さらに、テナンシー・イン・コモンに移行することで少なくとも2分の1の持分を確保できる地位を得ているため、その部分に関して確定

的に贈与がなされたものと認められる。つまり、対象財産を譲渡し、一方が2分の1を超える対価を得た場合、その部分は贈与されたものと扱われ、贈与税が課税される。たとえば、Aが\$80、Bが\$20を負担して、\$100の土地をジョイント・テナンシーの形態で保有した場合、それぞれ\$50の持分があるため、AからBに\$30（50-20）の贈与があったものとして、Aに贈与税が課税されることになる。

② 終了時

上記①のように、税法上は、すでに権利を得たとみなされる持分（2分の1）を出発点として贈与税の課税関係が生じる。たとえば、Aが\$80（全体の80%）、Bが\$20（全体の20%）の分配を受けた場合、BからAに\$30（50-20）の贈与があったものとして、Bに贈与税が課税される。これは、Bが一度確定的に取得した2分の1の持分（\$50の価値）のうち、全体の30%に相当する部分（\$30）が再度BからAに贈与されたものと扱われるためである。

③ 一方の合有財産権利者の死亡時

まず、ジョイント・テナンシー全体の価値が、死亡した合有財産権利者の総遺産に算入される（IRC § 2040(a)³⁵）。設定時に、財産の2分の1相当の価値が費用負担したAからBに贈与されたものとみなされて贈与税の対象となったこと（上記①）は、Aの死亡時に財産全体を総遺産に算入するにあたって考慮されない（IRC § 2012）。ただし、生存合有財産権利者Bが、当該財産の取得時に、一部ないし全部の購入費用を負担していたことを証明できれば、総遺産に算入される額は割合に応じて減額されることになる。たとえば、Aが\$60、Bが\$40を負担して、\$100の土地にジョイント・テナンシーを設定した後、土地の時価が\$150に値上がりした時点でAが死亡した場合、土地の価値のうち、Bの負担分に由来する部分 $\$150 \times \{ \$40 / (\$60 + \$40) \} = \$60$ は除外され、残りの\$90のみがAの総遺産に算入される。

(2) 夫 婦 間

次に、AとBの2人の合有財産権利者が夫婦間において、ジョイント・テナンシーを設定した場合の課税関係は以下のとおりである。

① 設 定 時

ジョイント・テナンシーが夫婦間で成立している場合は、夫婦全部保有制の形態となる。基本的な考え方は(1)①と同様である。しかし、夫婦間の場合、配偶者の承諾無しにサバイバー・シップの権利を奪うことができないため、設定時に2分の1の持分を確定的に取得したとはいえない³⁶⁾。この場合、各合有財産権利者の持分の価値（生涯にわたって当該不動産からの所得の2分の1を収受する権利と、相手が先に死亡し不動産全体を取得する可能性）は、各合有財産権利者の年齢から保険数理的に算定され、取得時にこの価値を負担した金額から控除する。しかし、前述のとおり夫婦間の贈与には、連邦税法上、無制限の控除（IRC § 2523）³⁷⁾が適用されるため、結局のところ、贈与税は課税されない。

② 終 了 時

基本的な考え方は(1)②と同様、税法上、すでに権利を得たとみなされる持分を出発点とする。しかし、(2)①と同様、夫婦間には無制限の控除があるため、贈与税は生じない。

③ 一方の合有財産権利者の死亡時

上記(1)③での処理とは大きく異なり、財産価値の2分の1が死亡した配偶者の総遺産に算入される（IRC § 2040(b)）。この場合、夫婦のいずれが購入費用を負担したかという点は無関係ない。ただし、死亡配偶者の総遺産から課税遺産を求めるにあたり、配偶者に帰属する財産の価額と同額が控除されるため遺産税の課税は生じない（IRC § 2056(a)）³⁸⁾。

このようなジョイント・テナンシーの遺産税及び贈与税の課税上の取扱い、下表のとおり整理することができる。

表1 ジョイント・テナンシーの課税上の取扱い

	(1) 夫婦間以外	(2) 夫 婦 間
① 設 定 時	贈 与 税	課税なし
② 終 了 時	贈 与 税	課税なし
③ 死 亡 時	遺 産 税	課税なし

米国連邦税法では、夫婦間以外の場合、設定時に対象財産の2分の1相当の価値の移転があったものとみなして贈与税が課税されるにもかかわらず、再度同じ部分に遺産税が課税されることになる。しかし、これには合理的理由はなく、単に立法の経緯からそうなったに過ぎない。

もっとも、わが国においても、設定時に対象財産の2分の1相当の価値の移転があったものとみなして贈与税が課税される（相続税法9条³⁹⁾。しかし、後述するように設定時と同様に、一方の合有財産権利者の死亡時に残りの半分部分についてもみなし贈与と判断することはできない。なぜなら、わが国の法定相続分課税方式のもとでは、遺産取得者、すなわち、生存合有財産権利者は、もともとジョイント・テナンシーの全体に持分を有していることから、何ら遺産を取得していないためである。この点については、国際私法の準拠法や私法上における解釈などの問題とも関わるため、詳しくは第5章において述べたいと思う。

第2項 ジョイント・アカウントの取扱い

次に、ジョイント・テナンシーと同様に、ジョイント・アカウントの連邦法上における取扱いを整理する。以下はすべて、AとBの2人の共有口座名義人が、米国でジョイント・アカウントを開設した場合を想定する。

(1) 夫婦間以外

AとBの2人の共有口座名義人が夫婦間以外において、ジョイント・アカウントを開設した場合の課税関係は以下のとおりである。

① 開設時

Aが全額拠出して、ジョイント・アカウントを開設した場合を想定する。この場合、拠出していないBが預金全額に対するアクセス権（引き出し権）を与えられたとしても、その時点ではまだ確定的な贈与とはみなされず、贈与税は課税されない。したがって、実際にBが預金を引き出した時点で、BがAに対して引出額の返済義務を負わない部分につき、AからBへの確定贈与として、Aに贈与税が課税される。AがBに対する権利を放棄した場合や時効で消滅した場合にも、確定贈与として課税対象となる。一般的な課税の考え方によれば、財産を自由に処分しうる立場にある者（ここでは任意に預金を引き出せるB）は「受益所有権者（beneficial owner）」として、課税関係を考えることになるが、ジョイント・アカウントはその例外といえる⁴⁰⁾。

② 終了時

ジョイント・アカウントの場合、財産の拠出者がその金銭（+果実）について確定的な権利を有している。たとえば、Aが\$100、Bが\$50を拠出した場合、それぞれ\$100と\$50は確定的な権利を有しているものとみて、贈与認定の出発点となる。この口座からBが全額\$150を引き出し、Aが権利を放棄した場合、AからBに\$100の贈与があったものとして扱われる。

③ 一方の共有口座名義人の死亡時

口座設定者、すなわち資金拠出者の死亡により、他の生存共有口座名義人への権利移転は確定的となるため、その額が死亡した共同口座名義人の総遺産に算入され、遺産税が課税される⁴¹⁾。

(2) 夫婦間

夫婦間でジョイント・アカウントを開設した場合の課税関係は、ジョイント・テナンシーと同様に、夫婦間には遺産税や贈与税の無制限の控除があるため、どの場面においても課税されない。

米国の合有・共有財産権に対するわが国税法上の取扱い（前田）

このようなジョイント・アカウントの遺産税及び贈与税の課税上の取扱いは、下表のとおり整理することができる。

表2 ジョイント・アカウントの課税上の取扱い

	(1) 夫婦間以外	(2) 夫 婦 間
① 開 設 時	課税なし (引き出し時に贈与税の課税)	課税なし
② 終 了 時	贈 与 税	課税なし
③ 死 亡 時	遺 産 税	課税なし

第3章 ジョイント・テナンシーのわが国税法上の取扱い

第1章では、ジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントについて紹介し、第2章では、その州法や連邦税法上の取扱いを整理した。本章では、それらをふまえ、ジョイント・テナンシーが設定された財産における、権利移転時のわが国税法上の取扱いを検討する。まず、第1節では、ジョイント・テナンシーによる権利移転時の課税に関する見解を整理する。第2節では、ジョイント・テナンシーによる権利移転時の課税を巡る裁判例・裁決例を紹介する。そのうえで、第3節では課税実務上の取扱いにふれ、その問題点を明らかにしたい。

第1節 ジョイント・テナンシーによる権利移転時の課税に関する見解

ジョイント・テナンシーによる権利移転に対するわが国税法上の取扱いは、以下の5つの見解に整理することができる⁴²⁾。

(1) 法制度の「等価性・同質性」を重視する見解

第一に、わが国の法制度との「等価性・同質性」を重視する見解がある。

この見解によると、日本法が想定しない外国の法制度が問題となる場合、わが国の法制度に「等価性・同質性」が認められる限り、相続に該当する。相続の本質は、人の死亡による財産的地位の承継であり、ジョイント・テナンシーによる権利移転は、相続と「等価性・同質性」を有するものであり、相続税を課税すべきであると考え⁴³⁾。

このような立場から、外国船籍の船舶の差押・競売・換価・配当がわが国で行われた事例でも、涉外事件については、実体問題の準拠法たる外国の法制度と完全に符合する制度がわが国にあるとは限らず、わが国に類似の制度があれば、極力そのための手続に準拠して外国の法制度に基づく処理を行うべきとしている⁴⁴⁾。

しかし、ジョイント・テナンシーは、原始的に生存合有財産権利者に権利帰属するのであって、相続のように承継取得するものではない。むしろ、米国ではジョイント・テナンシーは相続代替制度として用いられており、日本法上の相続制度との間に「同質性・等価性」があるとはいえない。

(2) 「死因贈与」とする見解

第二に、ジョイント・テナンシーによる権利移転を死因贈与とする見解がある。ジョイント・テナンシーは、設定時に合有財産権利者間の合意を必要とする。この合意の意義は、一方の合有財産権利者が死亡した場合に、他の生存合有財産権利者に権利帰属することにある。しかし、どちらが先に死亡するか分からないため、この合意は、お互いに「自分が死んだら他の合有財産権利者に贈与する」という契約を行ったとみることもできる⁴⁵⁾。つまり、自己の死亡を原因として、生存合有財産権利者に無償で権利移転するという契約であり、実質的には死因贈与契約を行ったと解釈できる⁴⁶⁾。

また、死因贈与や遺贈の意義は、「人は生前において自由に財産を処分できたのであるから、その延長として、彼に死後の遺産のゆくえも決定させてやろうという考えから認められた制度」⁴⁷⁾と説明される。この点、ジョイント・テナンシーも、遺産の移転先を特定できるため、死者の最終

的意思の尊重という点で死因贈与や遺贈に極めて近い制度である⁴⁸⁾。この見解に従えば、ジョイント・テナンシーは、死亡した合有財産権利者からの死因贈与により取得したものとして相続税の対象となる。

しかし、前提となる法律関係とその効果は、私法の規定に従って発生するが、ジョイント・テナンシーにおける法律関係は、米国の各州法に従って成立する。そして、その州法によれば、あくまでも一方の死亡時に権利移転することを合意しているに過ぎない。したがって、日本法上において何らかの法的根拠を有する別途の合意の事実が認定できない以上、死因贈与契約が結ばれたものと認定することは困難といえる。ジョイント・テナンシーと死因贈与は、契約による成立や個人の死亡に伴う財産の無償移転といった点で共通する。しかし、ジョイント・テナンシーは、設定時に合有財産権利者のいずれかが贈与者又は受贈者になるか特定できない点や生前に撤回することはできない点などで、死因贈与とは大きく異なる⁴⁹⁾。

(3) 「みなし贈与」とする見解

第三に、ジョイント・テナンシーによる権利移転を「みなし贈与」とする見解がある。後述するように、課税実務や裁判例・裁決例もこの見解を採用している。相続税法上、対価を支払わないで利益を受けた場合、贈与により取得したものとみなされる（相続税法9条）。これをジョイント・テナンシーに当てはめると、生存合有財産権利者は対価を支払うことなく、死亡した合有財産権利者の持分を取得する。つまり、権利移転の経済的実質を考慮すれば、相続税法9条のいう「対価を支払わないで利益を受けた場合」に該当すると解することができる。

しかし、この見解によれば、死亡した合有財産権利者の死亡による権利移転を贈与と解釈することに加えて、相続代替制度として機能するジョイント・テナンシーを「相続」として扱うことになるという矛盾がある。そのほか、詳細は次章以下で述べる。

(4) 一時所得とする見解

第四に、ジョイント・テナンシーによる権利移転について、経済的価値の移転と考えて、所得税法34条の一時所得として所得税の課税対象とする見解がある。この見解によれば、英米法固有の制度であるジョイント・テナンシーは、相続税法の適用の余地がなく、偶発的な事情により経済的利得を得た場合（たとえば、時効取得等）と同様に、一時所得に該当するものと解することができる。

この見解は、国民年金法に基づく未支給年金請求権について、その相続性を否定した最判平成7年11月7日⁵⁰⁾を契機として、遺族が受ける年金は一時所得と判断する国税庁の質疑応答事例⁵¹⁾を根拠とする。しかし、国民年金法19条の未支給年金請求権は、被保険者の年金収入に依拠していた遺族の生活保障を相続とは別に保障するための特別な制度であり、この考え方を英米法固有の制度に適用することは困難といえよう⁵²⁾。

(5) 米国法に準拠する見解

最後に、米国法に準拠してジョイント・テナンシーを解釈すべきという見解がある。この見解は、ジョイント・テナンシーが米国法の制度である以上、米国法の規定や考え方に忠実に従うことを重視する。米国法上、ジョイント・テナンシーは、合有財産権利者が元々有していた権利の制限（死亡した合有財産権利者の持分）が解除されただけと考える。つまり、生存合有財産権利者が元々有していた権利が値上がりしたのと同様の扱いとなり、権利移転時において相続税も所得税も課税されない⁵³⁾。

この見解は、外国法上の解釈をそのまま日本法に適用することとなるが、このような解釈が可能かどうかは準拠法の問題などもあり、必ずしも明らかでない。そこで、この点について次章において詳しく検討する。

第2節 ジョイント・テナンシーを巡る裁判例・判決例

次に、ジョイント・テナンシーやジョイント・アカウントに対する課税

上の取扱いが争点となった、わが国の裁判例・裁決例をみていきたい。

(1) 国税不服審判所平成16年12月21日裁決⁵⁴⁾

① 事実概要

本件は、被相続人甲が、請求人乙とともに、ジョイント・テナンシーの所有形態により本件不動産を取得したが、取得時において甲は取得資金を全額負担したところ、課税庁が本件不動産の取得資金の2分の1又は持分2分の1の贈与があったと認定し、課税処分をしたことに対し審査請求を行った事案である。

② 争点

本件の争点は、請求人乙が、亡甲から本件不動産の取得資金の2分の1又は持分2分の1の贈与を受けたと認められるか否かである。

③ 裁決要旨

国税不服審判所は、「請求人が、本件不動産上に持分を有しておらず、本件不動産が請求人の配偶者の単独所有であるとするのは、ジョイント・テナンシーの成立要件に抵触することになるのであり……（中略）……実質論をもって請求人の持分を否定することは、許されない」とした。また、相続税法9条について、「問題となるのは、請求人が対価を支払わないで利益を得たか否か」とした。そのうえで、請求人乙は2分の1の持分を取得するに至ったのであり、被相続人甲から同持分に相当する金額を贈与により取得したものとみなされると判断した。

④ 裁決の検討

本裁決が、相続税法9条の適用基準を明確にしたうえで、その基準に沿って贈与の是非を判断している点は評価できる。しかし、ジョイント・テナンシーの法的性質を考慮しているかは疑問である。ジョイント・テナンシーは、英米法固有の概念であるがゆえ、そもそも、わが国の相続税法9条を適用すべきか否かという問題があるが、その点については判断されていない。本来的には、前提としてジョイント・テナンシーの私法上の解

積を検討し、そのうえで相続税法9条の適用ができるかを判断すべきである。

とくに、ジョイント・テナンシーの場合、わが国の相続税の法定相続分による遺産取得税方式のもとでは、各合有財産権利者が不動産「全体」に持分を有しているという特性が重要となるが、本裁決ではその点が考慮されていない。

(2) 国税不服審判所平成27年8月4日裁決⁵⁵⁾

① 事実概要

本件は、請求人乙らが相続税の修正申告書を提出したところ、被相続人甲が米国にジョイント・テナンシーの形態で所有していた本件不動産が相続財産にあたるとして相続税の更正処分等をしたのに対し審査請求を行った事案である。

② 争点

本件の争点は、被相続人甲がジョイント・テナンシーの形態で所有する本件不動産は、相続税の課税価格に算入されるべきものか否かである。

③ 裁決要旨

国税不服審判所は、相続税法9条について「『利益を受けた場合』とは、利益を受けた者の財産（積極財産）の増加又は債務（消極財産）の減少があった場合等」をいい、サバイバー・シップの原則による権利の増加は、「利益を受けた場合」に該当すると判断した。そのうえで、請求人乙らは、被相続人甲が死亡したことにより、本件不動産の2分の1に相当する部分の金額を贈与により取得したものとみなされるとする裁決を下した。

④ 裁決の検討

本裁決も、上記(1)と同様の評価ができる。

(3) 東京高判平成19年10月10日⁵⁶⁾

① 事実概要

本件は、被相続人甲が、原告乙（甲の妻）とともに、米国カリフォルニア州所在の不動産を購入し、その後、同不動産を原告丙及び原告丁に贈与したところ、課税庁が当該贈与について、贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分等をしたため、原告乙らとその取消しを求めた事案である。

② 争点

本件の争点は、原告乙は、亡甲から本件不動産の取得資金の2分の1又は持分2分の1の贈与を受けたと認められるか否かである。

③ 判決要旨

第一審の静岡地判平成19年3月23日⁵⁷⁾は、ジョイント・テナンシーの成立要件の一部が欠けていたとしても、本件譲渡証書に各自署名をしていることから、「ジョイント・テナンシーという共同所有形態を認識・了承のうえで本件不動産を取得する意思であったことは明らかであり……（中略）……原告乙は、テナンシー・イン・コモンの共同所有形態により、亡甲と2分の1の持分割合で本件不動産を取得した」と判断した。

控訴審の東京高判平成19年10月10日⁵⁸⁾も、第一審を引用し、同様の判断を下した。そのうえで、「ジョイント・テナンシーにおいては、各自の持分が均等であるとされているのであるから、ジョイント・テナンシー又はテナンシー・イン・コモンの共同所有形態により本件不動産の権利の2分の1を取得したものと認めるのが相当」と補足している。

④ 判決の検討

本判決は、本件共同所有形態について、ジョイント・テナンシーにおける「4つの同一性」が備わっていないことから、第一審ではテナンシー・イン・コモンの判断されたにもかかわらず、「ジョイント・テナンシー又はテナンシー・イン・コモンの」と両者を区分していない。しかし、米国法上ジョイント・テナンシーは、4つの同一性が備わっていない以上、成立しえない。なおかつ、各合有財産権利者はそれぞれが全体に持分を有しているため、一方の死亡前後で、持分は変わらない。

これに対して、テナンシー・イン・コモンは、相続の対象となるため、相続によって財産が移転する。つまり、両者の法的性質は明確に異なり、「ジョイント・テナンシー又はテナンシー・イン・コモン」のいずれかに該当するという判断は、米国法上の両者の違いを無視した誤った理解によるものといえる。この誤りは、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の法令解釈通達5-12⁵⁹⁾において、共有財産の持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合も含む。）は相等しいものと推定するとした取扱いを根拠としている。国外財産調書制度とは、国外財産を5,000万円超保有している居住者に調書の提出義務が課せられる制度であるが、この提出義務の有無の判断に当たって上記のルールが適用される。しかし、ジョイント・テナンシーは、そもそも財産の「共有」には当たらないため、これを適用すべきではない。なお、共有の私法上の意義については後述する。

(4) 東京地判平成26年7月8日⁶⁰⁾

① 事実概要

本件は、被相続人甲が金融資産等について、原告乙（被相続人の子）に10分の6、被告丙（被相続人の妻）に10分の4を相続させる旨の遺言をしていたところ、本件バンク・オブ・ハワイの預金が相続財産に含まれ、遺言で定めた金融資産等に当たるとして、原告乙が被告丙に対し、その10分の6の支払いを求めた事案である。

② 争点

本件の争点は、上記預金が相続財産を構成する財産にあたるか否かである。

③ 判決要旨

東京地裁は、ジョイント・アカウントの相続財産性について「どのような財産が被相続人の相続財産となるかについては相続準拠法である日本法によって定められる」が、預金口座に「適用される個別準拠法はハワイ州

法」で判断されるため、「ジョイント・アカウントは、個別準拠法上、相続の客体とならないものとして、法秩序に組み込まれた制度」である以上、「本件預金は相続の客体とはなり得ないから、被相続人の相続財産を構成しない」と判示した。また、課税について、「課税上、死因贈与（遺贈）による取得であると評価することはあり得る」と判断している。

④ 判決の検討

本判決（以下、「平成26年東京地判」という。）は、課税について争われた事件ではなかったが、ジョイント・アカウントが税法上、「死因贈与」と評価されることはあり得る旨を述べている。おそらくこれは、次節で紹介する国税庁の見解に従ったものであろう。国税庁は、ジョイント・テナンシーを死因贈与とも判断できるという見解を示している。しかし、これまで述べたように、ジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントは似て非なるものであり、持分や設定時における意思表示の外形に大きな違いがある。そういった点にはふれず、同様の取扱いを示唆したことは問題である。

第3節 課税実務上の取扱い

第1節ではジョイント・テナンシーのわが国税法上の取扱いに関する見解を整理し、第2節ではジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントについて争われた裁判例・裁決例の判断を紹介、検討した。本節では国税庁の質疑応答事例を中心に課税実務上の取扱いを述べたうえで、その問題点を明らかにしたい。

第1項 国税庁の質疑応答事例

国税庁は、ジョイント・テナンシーの取扱いについて、質疑応答事例「ハワイ州に所在するコンドミニアムの合有不動産権を相続税の課税対象とすることの可否」において、次のように述べている⁶¹⁾。

「……被相続人の合有不動産権が移転したことによる生存合有不動産権

者の権利の増加は、対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するため……（中略）……被相続人から贈与により取得したものとみなされることになります（相法9）。……（中略）……なお、合有不動産権は、ある不動産を取得する際に、当事者間で合有不動産権を設定しようとする契約上の合意により設定されるものであり、その合意は、お互いに『自分が死んだら、生存合有不動産権者に合有不動産の権利を無償で移転する』という契約、すなわち実質的な死因贈与契約であるとみることもできます。よって、……（中略）……被相続人から死因贈与（遺贈）により取得したものととして相続税の課税対象としても差し支えありません。』

この質疑応答事例によれば、ジョイント・テナンシーによる所有権移転をみなし贈与あるいは死因贈与と解釈し、相続税の課税対象とするのが現行課税実務である。また、国税庁はジョイント・テナンシーによる権利移転をみなし贈与としたうえで、死因贈与と解することもできるとしている。このような中途半端な見解を示したのは、みなし贈与か死因贈与に該当すれば、相続税を課税できるためであろう。しかし、相続税を課税するという結論が変わらないことを理由に、その課税根拠はどちらでも良い、といった曖昧な判断を質疑応答事例として公表したことには疑問が残る。

第2項 「死因贈与」と「みなし贈与」の相違点

国税庁は、ジョイント・テナンシーによる権利移転をみなし贈与か死因贈与に該当するという見解を示しているが、本来両者は明確に区分されるべきである。

まず、「贈与」は当事者の一方が自己の財産を無償にて相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって成立する（民法549条）。つまり、当事者双方の合意のみで成立する諾成契約の一種とされ、書面で行った場合は原則として撤回することができない。また、贈与者の死亡を条件に贈与が成立するものを「死因贈与」という。一方、「遺贈」は遺言者が遺言によって無償の財産的利益を特定の者に無償で与えることであり、

遺言者による一方的な意思表示で成立する。なお、死因贈与は相続税法上、遺贈に含まれる（相続税法1の3第1号）。

このほか、相続税法は、法形式によれば贈与ではないものの、実質的には贈与と何ら変わらないものを贈与と扱う、「みなし贈与」を設けている（相続税法9条）。相続税法上、当事者間の意思表示が認められない限り贈与税の課税を免れることができる。これを利用した租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、みなし贈与は意思表示を必要としない。つまり、死因贈与とみなし贈与では、当事者間の意思表示が必要か否かという点で異なる。

仮に、意思表示の有無で区別すれば、ジョイント・テナンシーは、設定時における譲渡証書等の書類が外形上の意思表示と判断される場合に死因贈与となる。これに対して、ジョイント・アカウントは設定時に証書等の作成を必要としていないため、意思表示の判断が難しく、みなし贈与となる。したがって、平成26年東京地判のジョイント・アカウントを死因贈与とした判断は誤りであるといえる。

また、国税庁は、ジョイント・テナンシーについて、みなし贈与のほか、死因贈与と評価しても問題ないという見解を示している。みなし贈与と死因贈与は当事者間の意思表示という点で大きく異なるが、その点についてはとくにふれていない。もしこのような課税実務上の取扱いをするのであれば、ジョイント・テナンシーの米国法上の法的性質をふまえ、それを日本法にどのように当てはめるのかを具体的に示したうえで、ジョイント・テナンシーの取扱いについて検討を行わなければならない。それには、前提として、私法と税法の関係や私法上の準拠法や解釈のあり方についてふれる必要がある。

第4章 ジョイント・テナンシーのわが国私法上の解釈

第3章では、ジョイント・テナンシーのわが国税法上の取扱いについて、

学説上の見解、裁判例・裁決例及び課税実務を紹介し、そのなかで現行課税実務の問題点を指摘した。それをふまえ、本章では、ジョイント・テナンシーの課税関係を考える前提として、わが国私法上のジョイント・テナンシーの法的な位置づけや解釈について、準拠法に関する国際私法や外国法上の制度の日本法への適用の考え方を整理、検討したい。第1節では国際相続における準拠法の考え方にふれたうえで、第2節ではジョイント・テナンシーのわが国私法上の解釈と適用のあり方について述べる。

第1節 涉外相続における準拠法の考え方

涉外相続については、相続の具体的な法律関係について準拠すべき国の法律に従って判断しなければならない。そこで、本節では、課税関係を考える前に、相続に関する国際私法の準拠法の考え方についてふれることとする。

第1項 涉外相続に適用される準拠法の決定

国境を越えて営まれる社会生活では、私法関係に外国の要素が含まれる。これを「渉外的私法関係」という。そして、渉外的私法関係に対し、どこの国の法を適用するかを決定するのが国際私法である⁶²⁾。わが国では、法の適用に関する通則法（以下、「通則法」と略称する。）がこれに当たる。また、国際私法によって指定される法を準拠法と呼ぶ⁶³⁾。このように、国際私法は国ごとに異なる法制度が併存していることを前提に、主に準拠法の決定という作業から法秩序を築く役割を担っている⁶⁴⁾。

各国の国際私法上、総括準拠法⁶⁵⁾の決定にあたって、相続分割主義と相続統一主義の2つの考え方がある。まず、相続分割主義とは、動産相続と不動産相続を区別し、動産相続は被相続人の住所地法（あるいは本国法）に、不動産相続は不動産所在地法によるとする立場である⁶⁶⁾。これに対し、相続統一主義とは、動産相続と不動産相続を一律に被相続人の属人法によって規律する考え方である⁶⁷⁾。相続統一主義を採用しているわが国

では、通則法36条が被相続人の国籍を連結点⁶⁸⁾として総括準拠法を決定する旨を規定している。

しかし、物権及び債権等の成立及び効力等については、総括準拠法とは別に、適用されるべき個別準拠法を定めている。具体的には、物権は目的物の所在地法によるため（通則法13条）、海外財産についてはその所在地法が準拠法となる。また、債権は当事者自治の原則を認め、第一段階として当事者の意思に従って主観的に準拠法を決定し（通則法7条）、第二段階として当事者の意思から離れて客観的に準拠法を決定する（通則法8条）⁶⁹⁾。この個別準拠法が総括準拠法と一致するとは限らず、しばしば、総括準拠法と個別準拠法との相反がみられる。なお、個別準拠法について、ジョイント・テナンシーは物権であるため、通則法13条、ジョイント・アカウントは債権であるため、通則法7条又は8条が適用されることになる⁷⁰⁾。

第2項 総括準拠法と個別準拠法の適用関係

次に、総括準拠法と個別準拠法が一致せず、かつ、いずれかの準拠法が財産の相続性を認めない場合に、当該財産が相続財産を構成するか否かにつき、どのように判断すべきかが問題となる。そこで、以下において相続財産の構成に関する学説として、「累積的適用説」、「配分的適用説」、「個別準拠法説」の3つを紹介する。

まず、累積的適用説とは、ある財産について、総括準拠法と個別準拠法がともに、相続財産と認める場合に限り、相続財産に含める見解である。その根拠はドイツの「個別準拠法は総括準拠法を破る」⁷¹⁾という法諺に求められるものであり、相続財産の構成にのみ持ち出すのは妥当ではないと考えられるようになった⁷²⁾。

この点について、カリフォルニア州で留学中に起こした不法行為に基づく損害賠償債務が債務者の遺族に相続されるかについて争われた大阪地判昭和62年2月27日⁷³⁾は、累積的適用説を採用していたが、不法行為債務

の被相続性という1つの法的問題に対して相続と不法行為からなる二重の性質決定を行っていると批判された⁷⁴⁾。これを契機に累積的適用説が見直され、次に紹介する配分的適用説が主張された。

配分的適用説とは、総括準拠法と個別準拠法の適用範囲の配分を目指す見解である。ただし、この配分は論者によって若干主張内容が異なる。代表的なものとして、どのような属性をもつ権利義務が相続されるのかは総括準拠法により決定し、このようにして決定された属性を当該権利が有するか否かは個別準拠法により判断するという見解がある。しかし、相続させるための属性の抽出という作業の困難性やその実益の有無も問題となる。また、その理論構成自体が、一身専属権を相続の対象外とするわが国民法の規律に引きずられているという指摘もある⁷⁵⁾。

最後に、個別準拠法説は、相続財産の構成をもっぱら個別準拠法による見解である。この見解は、総括準拠法の適用範囲を狭める目的で個別準拠法のみによつて依拠させている。また、債権譲渡など、ほかの領域における財産権の移転可能性の処理と整合性を確保することができる。しかし、財産の種類を問わずすべてを包括的に被相続人の属人法に依拠させる相続統一主義とは整合的でないことなどが問題となる⁷⁶⁾。

第3項 ジョイント・テナンシーの準拠法と相続財産性

前項では相続に係る準拠法に関する学説上の見解を整理、紹介した。そこで、死亡した合有財産権利者は日本国籍、ジョイント・テナンシーが設定されている所在地はハワイ州とし、契約時において準拠法に関する定めがなかったという事例に上記の学説を当てはめて検討する⁷⁷⁾。この場合、総括準拠法は死亡した合有財産権利者が日本国籍のため日本法となり（通則法36条）、個別準拠法はハワイ州法となる（通則法13条）。

まず、累積的適用説は、総括準拠法と個別準拠法ともに相続財産性を認める必要がある。しかし、個別準拠法のハワイ州法が相続財産性を否定している。次に、配分的適用説の立場から検討するにあたり、まず日本法に

おける属性を検討する。一身専属権は相続の包括承継の例外であるため（民法896条但書）、相続されない属性となる。また、判例上、被相続人の死亡を契機として被相続人とは別の者に帰属することとなる請求権（たとえば、生命保険金請求権⁷⁸⁾、死亡退職金⁷⁹⁾及び遺族給付金）も契約又は法律の規定に基づき、原始的に取得される受給者固有の権利であるため、相続財産を構成しない。ジョイント・テナンシーは、サバイバー・シップの原則が適用されるため、受給者固有の権利という属性を有している。これは、日本法上相続されない属性に該当するため、結局その相続財産性は否定される。また、個別準拠法説では、個別準拠法上、相続性が認められる必要がある。しかし、上記のとおり、個別準拠法のハワイ州法が相続財産性を否定している。

このように、3つの学説のいずれの立場からでも、ジョイント・テナンシーは国際私法上相続財産を構成しないと結論付けることができる。

第2節 ジョイント・テナンシーの日本法上の解釈と適用

次に、ジョイント・テナンシーの私法上の解釈と関連して、相続税法における「相続」、「遺贈」、「贈与」をどのように解すべきかが問題となる。さらに、ジョイント・テナンシーは外国法上の概念であり、日本法に直接当てはまらなければ、それを日本法上どのように解釈、適用するか検討する必要がある。そこで、以下では、ジョイント・テナンシーの日本法上の解釈や適用のあり方について述べることにする。

第1項 税法上の「相続」、「遺贈」、「贈与」の意義

「相続」、「遺贈」、「贈与」は、いずれの概念も税法上の明文の定義規定はなく、民法からの借用概念とされている⁸⁰⁾。民法上、「相続」とは、私有財産制のもと、死者（被相続人）の財産を誰かに帰属させるための制度のことをいう（民法882条、896条⁸¹⁾。また、遺贈及び贈与は、すでに第3節第2項で述べたとおりである。

借用概念については、その概念を他の法分野で用いられているのと同義に解すべきか、それとも徴収確保ないし公平負担の観点から異なる意義に解すべきかが問題となる。この点についてわが国では、統一説、独立説及び目的適合説の3つの学説が主張されてきた。

まず、統一説とは、法秩序の一体性と法的安定性を基礎として、借用概念は原則として私法と同義に解すべきとする見解である。次に、独立説とは、税法が借用概念を用いている場合、それは原則として独自の意義を与えるべきとする見解である。最後に、目的適合説とは、税法においても目的論的解釈が妥当すべきであって、借用概念の意義はそれを規定している法規の目的との関連において解釈すべきとする見解である⁸²⁾。

私法との関連でみると、納税義務は各種の経済活動ないし経済現象から生じるが、それらの活動ないし現象は、第一次的には私法によって規律されているから、税法がそれらを課税要件規定の中にとりこむに当たって、私法上における同じ概念を用いている場合には、別意に解すべきことが税法の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、それを私法上におけると同じ意義に解するのが、法的安定性の見地からは好ましいといえる。そのため、通説では統一説の立場から、借用概念は原則として本来の法分野におけるのと同じ意義に解釈すべきであるとされてきた⁸³⁾。

ただし、ジョイント・テナンシーは、相続のように承継取得されない。また、合有財産権利者は、あくまでも一方の死亡時にどちらかの権利が生存合有財産権利者へ移転することを合意しているに過ぎず、遺贈のような相続財産の処分行為にも当てはまらない。さらに、当事者双方による贈与の意思表示は示されていない。したがって、ジョイント・テナンシーは「相続」、「遺贈」、「贈与」のいずれにも該当しないといえる。

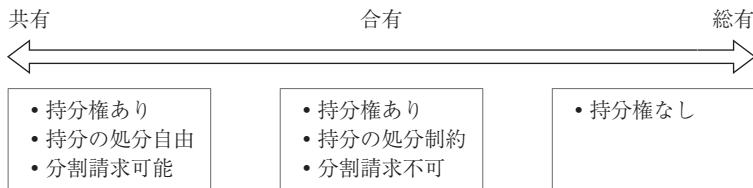
第2項 合有財産権のいう「合有」

ジョイント・テナンシーは、一般的に「合有財産権」と訳されるが、ここという「合有」の意味は必ずしも日本法上のそれと一致しない。そこで、

わが国の不動産所有の各類型について整理しておきたい。

まず、不動産は、物を排他的に使用，収益，処分する権限，すなわち「所有」（民法206条）するものである。所有の一類型として，まず「共有」（民法249条）があるが，これは各共有口座名義人が共有持分に応じて，使用及び分割請求ができる。そのほか，物を複数人で所有する類型として，「合有」と「総有」がある。合有は，潜在的には共有持分を有するものの，処分及び共有物の分割を請求（民法258条）することはできない。一方，総有は，共有持分すら認められておらず，利用・収益権はあるが，管理権は代表者にある⁸⁴⁾。

図1 共有，合有及び総有の特徴



出典：佐藤善恵・松井淑子「米国に所在する合有不動産につき，みなし贈与により取得したとして相続税の課税価額に算入されるとした事例（相続税）」税務弘報64巻12号（2016年）73頁。

ジョイント・テナンシーにおいて，各合有財産権利者は，持分処分の自由や，分割請求権を有していることから，共有に近い概念といえる。しかし，サバイバー・シップの原則が働く点でいえば「共有」，「合有」，「総有」のいずれにも該当せず，結局英米法固有の制度というほかない。

第3項 外国法上の概念の日本法への適用可能性

課税実務では，ジョイント・テナンシーを日本法上の概念に当てはめるが，税法は必ずしも当事者間の契約に定められた準拠法に従う必要はない⁸⁵⁾。また，ジョイント・テナンシーのような英米法固有の制度を日本法上の概念に当てはめること自体に無理がある。そこで，次に外国法上の概念をどのように日本法に適用するかについて検討する。

この点について最近の判例で、米国デラウェア州で設立されたりミテッド・パートナーシップ（以下、「LPS」と略称する。）の法人該当性について争われた事案⁸⁶⁾がある。本事案では、LPSの法人該当性について、当該LPS設立準拠法であるデラウェア州法の規定に基づき、その権利帰属主体性や収益帰属主体性の有無の判断が争点となった。最高裁は、LPSに関するデラウェア州法の規定を直接解釈して権利帰属主体性を認定し、当該LPSの法人該当性を肯定する判断を下した。

このLPS事件の考え方に基づけば、ジョイント・テナンシーについても、日本法概念に当てはまらないことから、各米国州法の規定により直接解釈、適用することになる。ジョイント・テナンシーの法的性質を各州法に基づき解釈すると、州法上、生存合有財産権利者以外への権利移転を予定していない以上、死亡時の権利移転をみなし贈与、死因贈与、ましてや相続と判断する解釈は成り立ちえない。

ただし、相続税法は通常の相続のほかにも例外規定を設けているため、相続税の対象から直ちに外れるわけではない。したがって、相続税の対象となるか否かについてさらなる検討が必要となる。そこで、次章では、ジョイント・テナンシーによる権利移転について、相続税法9条の「みなし贈与」の該当性を検討する。

第5章 ジョイント・テナンシーのわが国税法上の課税のあり方

第4章で述べたように、相続税法は税負担の公平性の観点から別段の定めを置いており、その一例に、相続税法9条の「みなし贈与」がある。しかし、同条について、従来から適用基準の不明確性が指摘されてきた。そこで、本章ではまず、第1節において、相続税法9条の解釈や適用のあり方についてその問題点を整理したうえで、第2節ではジョイント・テナンシーやジョイント・アカウントによる権利移転に相続税法9条を適用する

ことの可否を論じ、それをふまえて、最後に第3節では、ジョイント・テナンシーによる権利移転に対するわが国税法上の課税のあり方について再検討したい。

第1節 相続税法9条の適用のあり方

本節では、相続税法9条の解釈や適用について、これまでの学説や裁判例・裁決例を中心に検討する。まず、相続税法9条の意義についてふれ、そのうえで、相続税法9条の適用範囲を明らかにしたい。

第1項 相続税法9条の意義

相続税法9条は、実質的に贈与と何ら異ならない場合、贈与とみなす旨を規定している。この点について、東京地判昭和51年2月17日⁸⁷⁾や東京地判平成7年4月27日⁸⁸⁾は、法形式上贈与でなくても、租税回避を防止する目的と税負担の公平の見地から、贈与と同等の課税を行うものと説明している⁸⁹⁾。

また、他のみなし規定は、それぞれ課税すべき対象を特定し、その課税対象の性質に応じて課税すべきタイミングを定めているが、相続税法9条は、包括的にとらえるべく、あらゆる無償・低額による受益を課税対象とし、いわゆる「バスケット・クローズ」としての構造を有している⁹⁰⁾。

図2 課税対象財産とみなされた財産

9条 その他の利益の享受						
3条 死亡保険金、遺族手当金等	4条 特別縁故者に対する相続財産の分与	5条 満期保険金等	6条 定期金	7条 低額譲渡	8条 債務免除等	9条の2～ 信託に関する権利

出典：宮脇義男「相続税法第7条及び第9条の適用範囲に関する一考察」税大論叢65号（2010年）257頁。

それゆえ、従来から相続税法9条の適用範囲の不明確性が指摘されてきた。これは、民法からの借用概念を原則的な課税要件としつつ、租税政策

上別段の定めを置いて例外的場面に備えるという立法技術に起因する。このような規定は、典型的な財産承継を念頭に置きつつ、そこで本来想定される課税関係からの逸脱を防止するという点では有効に機能してきたといえる。

しかし、相続代替制度が適用される場面では予期せぬ脆弱性を露呈する。特に、相続税法9条の適用範囲の問題は、相続税と所得税の関係において贈与税の位置付けが曖昧であり、両者の調整原理が必ずしも明確でないことが影響する。あらゆる経済的利益を課税対象とする所得税に対し、『相続』『贈与』を中核とする無償の財産移転類型⁹¹⁾を括りだして、別意の取扱いを与える相続税法が併存する構造の下で、相続税法の対象をみなし規定によって拡張することは、本来ならば所得税法と相続税法の衝突を意味する。だからこそ、生命保険金等を規定する相続税法3条をはじめ、他のみなし規定は個別具体的に範囲を定義しているのである⁹²⁾。

ところが、相続税法9条は、「贈与と同等に評価される状況」を概括的に捕捉する規定であるところ、そもそも「法的には『贈与』ではないが経済的にそれと同視しうる利益」と「あらゆる経済的利得としての所得」の境界は極めて曖昧である⁹³⁾。次に、このような相続税法9条の問題点を念頭に置きながら、その適用基準や範囲について検討する。

第2項 相続税法9条の適用範囲

相続税法9条は、いわゆる「バスケット・クローズ」であるがゆえ、本来、適用範囲について慎重な検討が求められる。ところが、従来、その適用に当たって、贈与の意思の有無・目的等を問わず、結果受益が確認されれば良いとされてきた⁹⁴⁾。たとえば、国税不服審判所平成24年11月7日裁判決⁹⁵⁾では、「当該利益を受けた者が当該利益を受けさせた者から実質的に贈与と同様の経済的利益を受けたと認められるか否かによって判断」していた。しかし、このように幅広くかつ曖昧な適用基準では、「その他の利益の享受」の内容が不明確であり、租税法主義の課税要件明確主義の要

請に反する。それゆえ、相続税法9条は、慎重な検討のもと、法が予定している行為と同一と評価できない限り適用すべきでない。また、同条の趣旨に鑑みれば、形式的にはあたかも経済的利益を受けているような場合も、実質的に経済的利益を受けていない限り適用されないはずである⁹⁶⁾。

こうした批判を受け、最近では相続税法9条の適用は、民法上の「贈与」に則して両者間で利益を「受けさせ」、「受けた」という相互の関係の存在する場合に限るという見解が有力となっている。この点について、大阪地判平成25年12月12日⁹⁷⁾は、「当該経済的利益を受けさせた者の財産の減少と、当該経済的利益との間に、贈与と同視するに足る法的な因果関係が存在する必要がある」と判示した。一方、その控訴審の大阪高判平成26年6月18日⁹⁸⁾は、「一方当事者が経済的利益を失うことによって、他方当事者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したことを要する」と判断している。その理由は、おそらく第一審判決のいう、贈与と同視するに足る「法的な因果関係」を求めること自体が、相続税法9条の趣旨に反するといった批判⁹⁹⁾を想定したためであろう。

このように最近では、相続税法9条の適用は限定的に解釈する傾向にある。贈与税は相続税の補完税であるから、もし贈与税を課税しなかったら相続税がほ脱されるような場合に同条が適用されるのであり、本来、贈与者の財産の減少とリンクしている必要がある¹⁰⁰⁾。また、相続税法5条から8条までは経済的負担あるいは経済的利益の喪失を課税要件としている点に着目すると「同法9条においても、受益者の受けた利益だけでなく一方当事者の経済的利益の喪失を要件とすると解釈するのが自然」¹⁰¹⁾である。そのように考えると、受益者の受けた利益に加えて、一方当事者の経済的利益の喪失を求めることが当然といえる。

第2節 ジョイント・テナンシーに対する相続税法9条への適用の可否

本節では、第1節で示した相続税法9条の適用基準に沿って、ジョイン

ト・テナンシー及びジョイント・アカウントに対して、同条が適用されるべきか否かについて検討する。

(1) ジョイント・テナンシーの取扱い

相続税及び贈与税は、原則的には、相続、遺贈又は贈与により取得した財産を課税対象としている（相続税法2条、22条）。財産を取得しても、それが贈与以外の契約によるものか、無生物占有のような原始取得、あるいは、法令の根拠をもって供与された場合は、贈与税以外の税の対象となる¹⁰²⁾。

米国連邦税法は、ジョイント・テナンシーの設定時に2分の1相当部分について贈与として課税する。しかし、合有財産権利者の一方が死亡した時には、出捐した金額に関係なく、死亡した合有財産権利者の総遺産に算入される。つまり、この2分の1はあくまでも「課税のための擬制に過ぎず」¹⁰³⁾、米国法上、各合有財産権利者は全体に対して等しく権利を有する。そして、相手方が先に死亡した場合、相手方は死亡時まで2分の1を確定的に我がものとしなかったのであり、それを相手方から贈与されたものと扱うのは、「擬制の上に擬制を重ねるもの」¹⁰⁴⁾といえる。そうである以上、ジョイント・テナンシーによる権利移転に相続税法9条を適用することはできない。なぜなら、合有財産権利者は不動産全体に持分を有しており、経済的実質の観点からみても、一方の合有財産権利者の死亡前後において何ら経済的利益の増加はないからである。

また、契約の外観と実質に着目すると、両者に不一致が生じる場合、すなわち、本来帰属すべき者に帰属していないような場合に、贈与とみなされるわけだが、ジョイント・テナンシーの場合、最終的に必ず1人に帰属することは明らかであり、外観と実質の不一致も生じていない。

したがって、ジョイント・テナンシーによる権利移転は、みなし贈与に該当せず、相続税及び贈与税を課税することはできないと結論付けることができる。

(2) ジョイント・アカウントの取扱い

次に、ジョイント・テナンシーとの比較のため、ジョイント・アカウントについても言及する。ジョイント・アカウントの共有口座名義人は、自らの出資額にしか持分を有していない。そして、一方の共有口座名義人が死亡した場合、生存共有口座名義人は全額、すなわち自らの出資額以上のアクセス権を手に入れることとなる。そのため、一方の共有口座名義人の死亡前後で、生存共有口座名義人の持分は明らかに変わる。つまり、ジョイント・アカウントの場合は、一方の共有口座名義人の死亡に伴い、その死亡した共有口座名義人の経済的利益が減少し、それによって生存共有口座名義人の経済的利益が増加する。また、契約の外観と実質という観点からも、各共有口座名義人の持分は独立している以上、死亡した共有口座名義人の持分が生存共有口座名義人に帰属するため、外観と実質の不一致を生じさせている。

したがって、ジョイント・アカウントによる権利移転はみなし贈与に該当し、相続税法9条が適用される。なお、相続の開始前3年以内の贈与は相続税に加算されるため（相続税法19条）、相続税の対象となる。

おわりに

以上のように、本稿ではジョイント・テナンシーの死亡による権利移転の場合を中心に、米国の合有・共有財産権に対するわが国税法上の取扱いについて論じてきた。課税実務や裁判例・裁決例では、従来からそれを相続税法9条のみなし贈与として課税を行ってきた。しかし、ジョイント・テナンシーは、英米法固有の制度であり、その権利移転はわが国の「相続」、「遺贈」、「贈与」には当たらず、「みなし贈与」にも該当しないと結論付けることができた。

相続税法9条の趣旨は、相続税やその補完税である贈与税の回避を防止するところにあるが、その条文適用範囲が不明確なため、その適用は限定

的であるべきである。とくに、最近の学説や裁判例では、民法上の贈与に則して、利益を受けさせた者の財産の減少と利益を受けた者の財産の増加という相互の関係を求める見解が有力である。また、相続税法9条はもともと、ジョイント・テナンシーのような、外国法上の概念を想定しておらず、それに同条を適用することには、自ら解釈論としての限界がある。

このように解すると、ジョイント・テナンシーの死亡による権利移転に課税できないが、課税の公平性という観点からは、それに問題がないわけではない。ジョイント・テナンシーを利用するのは一定の富裕層や海外勤務経験者に限られ、そうした人々のみが、この利用により税負担を回避できるという不都合が生じてしまう。そうした不公平や不都合を防止するためには、やはり何らかの立法措置が必要となろう。ただし、本稿はあくまで解釈論の限界を明らかにすることを目的としているため、そのような課税上の立法措置についての検討は今後の課題として別の機会に譲りたい。

なお、最近の民法の相続法改正の議論では、生存配偶者の居住権保護や預貯金債権の遺産分割に関する判例変更¹⁰⁵⁾ に対する対応などに関連して、法制審議会の民法（相続関係）部会において新たな法整備が検討されている。このほど改正の要綱案が公表され、そのなかでは居住用不動産について配偶者居住権や預金口座の仮払制度の新設なども議論されている¹⁰⁶⁾。それらについては今後当然に課税上の取扱いが問題となることが予測され、その際米国のジョイント・テナンシーやジョイント・アカウントのような相続代替制度への課税上の考え方や取扱いが参考となろう。

1) 「ハワイ州に所在するコンドミニアムの共有不動産権を相続税の課税対象とすることの可否」国税庁ホームページ 質疑応答事例 <<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/sozoku/02/07.htm>> 参照（最終閲覧日：2018年2月15日）。

2) 税資257号順号10797。

3) 裁判事例集100集160頁。

4) “tenancy”は通常「不動産権」と訳されるが、ジョイント・テナンシーは信託の受益権のようなエクイティ上の不動産権（equitable estate）にも成立するほか、不動産以外にも成立するため、本稿では「財産権」とする（田中英夫編『英米法辞典』478、842頁（東京大学出版会、第17版、2012年）参照）。

米国の合有・共有財産権に対するわが国税法上の取扱い（前田）

- 5) Jesse Dukeminier, James E. Krier, Gregory S. Alexander, Michael Schill, and Lior Jacob Strahilevitz, *Property*—8th, Wolters Kluwer Law & Business (2014) at 347.
- 6) 検認手続 (probate) とは、公的機関が遺産を調査し州法にしたがって分配する、米国税法上の相続手続である。検認手続は非常に煩雑なうえ、多くの時間とコストを要するという問題がある。
- 7) 藤谷武史「家族内財産承継の租税法的把握をめぐる問題——非典型財産承継の局面を中心に」*社会科学研究*68巻2号65頁（2017年）参照。
- 8) テナンシー・イン・コモンとは、米国税法上における、2人以上の者による財産共有形態の一種である。これは、財産全体の占有を共同しているだけでよく、各自の持分は独立しているため、それぞれ別個に相続される（伊藤廸子『アメリカにおける不動産取引の手引』50-52頁（有斐閣、1989年）、田中・前掲注（4）843頁参照）。
- 9) 松岡章夫「海外財産の相続と相続税法～ハワイ州におけるジョイント・テナンシーを糸口として～〔1〕」*国際商事法務*23巻11号1166頁（1995年）、山本英樹「海外財産を合有（ジョイント・テナンシー）により取得した場合の取扱い」*税大論叢*65号372-376頁（2010年）参照。
- 10) Jesse Dukeminier, *supra* note 5, at 347.
- 11) 藤谷・前掲注（7）86頁。遺産管理法は、統一遺産管理法典（Uniform Probate Code）により各州法の規定内容に一定の統一性が認められる。
- 12) 松岡章夫「海外財産の相続と相続税法～ハワイ州におけるジョイント・テナンシーを糸口として～〔2〕」*国際商事法務*23巻12号1366頁（1995年）参照。
- 13) なお、ジョイント・アカウントは、「合有名義口座」ではなく「共有名義口座」と訳される。各権利者の持分の違いからこのように呼ばれるのではないかと推測される。
- 14) 嶋拓哉「相続財産の構成を巡る法の適用関係」*ジュリ*1485号142頁（2015年）参照。
- 15) 高橋貴美子「ジョイント・アカウントの相続財産性」*税務弘報*61巻12号135頁（2013年）参照。
- 16) UPC § 560 : 6-101.
- 17) UPC § 560 : 6-104(e).
- 18) UPC § 560 : 6-104(a).
- 19) California law Revision Commission, Ownership of Amounts Withdrawn from Joint Account, p.203<<http://www.clrc.ca.gov/pub/Printed-Reports/REC-OwnershipMPA.pdf>>（最終閲覧日：2018年2月15日）。
- 20) 藤谷・前掲注（7）91頁参照。
- 21) 高橋貴美子「ジョイント・アカウントの取扱い」*税務弘報*61巻13号92頁（2013年）参照。
- 22) 後述のとおり、わが国でも今後の民法の相続法改正において、同様な問題が議論されている。
- 23) 「海外ジョイント口座の相続・課税問題 Q&A」*T&A*master570号4-5頁（2014年）参照。
- 24) 以下の二元構造の説明は、田中英夫『英米法総論（上）』31頁以下（東京大学出版会、1980年）、山岡永知『アメリカ法・総論・』13-41頁（敬文堂、2003年）を参照した。

- 25) 松岡・前掲注 (12) 1367頁参照。
- 26) 橋本守次『平成27年1月改訂 ゼミナール相続税法』53頁 (大蔵財務協会, 2015年) 参照。
- 27) 大塚正民「相続および贈与に関する国際的課税の研究 (その3) ——わが国の相続税と米国の遺産税との交錯」税法学536号20頁 (1996年) 参照。
- 28) 橋本・前掲注 (26) 53頁参照。
- 29) 松岡・前掲注 (12) 1367頁参照。
- 30) 水野忠恒「アメリカ合衆国におけるジョイント・テナンシーの相続・贈与にかかるわが国における取扱い」税務事例研究117号52-57頁 (2010年), 山本・前掲注 (9) 376-382頁参照。
- 31) 夫婦共有財産制とは、夫婦が婚姻中に取得した財産は、特有財産 (配偶者が婚姻前から有する財産および婚姻中自己の権利において取得した財産) を除き、夫婦の共有財産とされる制度である。多くの州が夫婦別産制を採用しているが、カリフォルニアのほか8州が夫婦共有財産制を採用している (田中・前掲注 (4) 767頁)。
- 32) 松岡・前掲注 (12) 1367頁参照。
- 33) 夫婦全部保有制は、夫婦のみに認められた不動産の共有形態であり、夫婦への財産譲与であることを明記するだけで成立するが、4つの同一性を必要とするほか、譲与時に2人が結婚していること、占有が共同であること及び夫婦が共同で取得することを要件とする (伊藤・前掲注 (8) 50-52頁, 田中・前掲注 (4) 843頁参照)。
- 34) 本節におけるジョイント・アカウント及びジョイント・テナンシーの課税関係については、主に藤谷・前掲注 (7) 88-92頁を参考に整理した。
- 35) 一方、テナンシー・イン・コモンの場合は、死亡した持分権者の持分がその者の総遺産に含まれるに過ぎない (IRC § 2033)。
- 36) 他方、夫婦間であっても、一方的に終了させられるという州であれば(1)①と同様の処理がなされる。
- 37) 連邦税法は、配偶者に対して各種の配偶者控除を認めている。その1つに、連邦贈与税の計算において、配偶者が受贈された全額を配偶者控除とするものがある。
- 38) 連邦遺産税の計算において、生存配偶者が取得したその全額が配偶者控除となる。
- 39) 山本・前掲注 (9) 459頁参照。
- 40) 仮に、開設時に贈与があったとみなすと、Bが実際に預金を引き出さなければAへの贈与となるし、反対にAが引き出さなければBへの贈与となり、無限の贈与が観念されてしまう。
- 41) 他にも、生命保険金 (IRC § 2042(2)), 年金および退職口座の死亡時の受取金 (IRC § 2039), 撤回可能信託 (IRC § 2038(a)(1)), 設定者に生涯権を留保した撤回不能信託 (IRC § 2036(a)(1)) は、指定された者に帰属した財産の価値を総遺産に算入し、遺産税を課税する方法を採用している。
- 42) 藤谷・前掲注 (7) 94-95頁参照。
- 43) 山本・前掲注 (9) 456-464頁参照。
- 44) 松山地判平成6年11月8日判時1549号109頁。

米国の共有・共有財産権に対するわが国税法上の取扱い（前田）

- 45) 前掲注(1) 国税庁ホームページ 質疑応答事例。
- 46) 松岡章夫「海外財産の相続と相続税法～ハワイ州におけるジョイント・テナンシーを糸口として～〔5〕」国際商事法務24巻3号311-312頁（1996年）参照。
- 47) 遠藤浩・川井健・原島重義・広中俊雄・水元浩・山本進一編『民法9相続』（有斐閣、第3版、1989年）208頁。
- 48) 松岡・前掲注(46) 311-312頁参照。
- 49) 三富樹子・松村有紀子「ジョイント・テナンシーの形態で所有する不動産の相続における取扱い」国税速報6457号31頁（2017年）参照。
- 50) 民集49巻9号2829頁。
- 51) 「未支給の国民年金に係る相続税の課税関係」国税庁ホームページ 質疑応答事例 <<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/sozoku/02/09.htm>>（最終閲覧日：2018年2月15日）。
- 52) 藤谷・前掲注(7) 99頁。
- 53) 同上95頁参照。
- 54) 裁決事例集未登載。国税不服審判所（名古屋支部）裁決要旨 国税不服審判所ホームページ <<http://www.kfs.go.jp/cgi-bin/sysrch/prj/web/pub/listSaiketsuyoushi/searchtype/k/page/1>>（最終閲覧日：2018年2月15日）。
- 55) 裁決事例集100集160頁。
- 56) 税資257号順号10797。
- 57) 税資257号順号10665。
- 58) 税資257号順号10797。
- 59) 「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（国外財産調査及び財産債務調査関係）の取扱いについて（法令解釈通達）」国税庁ホームページ <<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hotei/130329/pdf/01.pdf>>（最終閲覧日：2018年2月15日）。
- 60) 判タ1415号283頁。
- 61) 前掲注(1) 国税庁ホームページ 質疑応答事例。
- 62) なお、わが国の税法等の公法領域においては国際私法の適用はないと主張する論者もいる（高橋貴美子「相続における国際私法検討の必要性」税務弘報61巻9号127頁（2013年）参照）。
- 63) 同上122頁参照。
- 64) 大村芳昭「損害賠償債務の相続」別冊ジュリ185号147頁（2007年）参照。
- 65) 総括準拠法とは、相続財産全体について適用される準拠法である。なお、「相続準拠法」と呼ばれることもある（道垣内正人『ポイント国際私法各論』116頁（有斐閣、2014年）参照）。
- 66) 木棚照一編『国際私法』347-348頁〔林貴美執筆〕「第16章相続」（プライマリ法学双書、2016年）、櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第2巻』188-189頁（有斐閣、2011年）参照。
- 67) 木棚・同上348頁。

- 68) 連結点とは、法律関係の構成要素のうち特定の国の法に結びつける要素である(同上63頁〔樋爪誠執筆〕「第3章連結点の決定」参照)。
- 69) 櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻』179-200頁(有斐閣, 2011年)参照。
- 70) 高橋・前掲注(15)132頁参照。
- 71) この法諺は、ドイツにおける世襲財産や世襲使用権といった制度や農地単独相続制を保護するための政策的配慮のもと導入された(道垣内・前掲注(65)116-117頁参照)。
- 72) 櫻田・道垣内・前掲注(66)195-197頁参照。
- 73) 判タ639号232頁。
- 74) 嶋・前掲注(14)140頁参照。
- 75) 櫻田・道垣内・前掲注(66)197-198頁参照。
- 76) 同上198-200頁, 高橋・前掲注(15)133-134頁参照。
- 77) この検討は、主に高橋・前掲注(15)135-136頁を参考に整理した。
- 78) 最判昭和40年2月2日判タ175号103頁は、生命保険金請求権が受給者固有の財産であり相続財産を構成しないと判示した。
- 79) 最判昭和55年11月27日判タ434号169頁は、死亡退職金の受給権が受給者固有の財産であり相続財産に含まれないと判示した。
- 80) 税法が用いる概念の中には、税法が独自に用いる「固有概念」と、他の法分野から借用する「借用概念」とがある(金子宏『租税法』118-119頁(弘文堂, 第22版, 2017年)参照)。
- 81) 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続』321頁(東京大学出版会, 2002年)参照。
- 82) 金子宏「租税法と私法」租税法研究6号11頁(1978年)参照。
- 83) 金子・前掲注(80)120頁参照。
- 84) 佐藤善恵・松井淑子「米国に所在する合有不動産につき、みなし贈与により取得したとして相続税の課税価額に算入されるとした事例(相続税)」税務弘報64巻12号72頁(2016年)参照。
- 85) たとえば、不動産の物権変動と贈与契約の準拠法が同じである必然性はない(浅妻章如「海外不動産の贈与の時は平成12年4月1日以降であるとした事例」速報税理30巻1号(2011年)27頁)。
- 86) 最判平成27年7月17日民集69巻5号1253頁。
- 87) 税資87号337頁。
- 88) 税資209号285頁。ただし、この事案は相続税法7条について争われた。
- 89) 武田昌輔監修『DHC コメントール相続税法』1032頁(第一法規, 1981年)参照。
- 90) 宮脇義男「相続税法第7条及び第9条の適用範囲に関する一考察」税大論叢65号208頁(2010年)参照。
- 91) 藤谷・前掲注(7)96頁。
- 92) 同上96・101頁参照。
- 93) 同上96頁参照。
- 94) 笹岡宏保「使途不明の預金出金と相続税申告業務への対応第27回」税経通信71巻5号106頁(2016年), 笹岡宏保「使途不明の預金出金と相続税申告業務への対応第35回」税経

米国の共有・共有財産権に対するわが国税法上の取扱い（前田）

通信72巻1号152頁（2017年）参照。

- 95) 裁判事例集89集237頁。
- 96) 北野弘久編『コンメンタル相続税法』79頁（勁草書房，1974年），大阪地判平成24年6月1日税資262号順号11963参照。そのほか，個別的・具体的内容は，ほとんど通達に依存していて，法の支配ならぬ通達の支配という構造になっていることから違憲という批判もある。
- 97) 税資263号順号12351。
- 98) 税資264順号12488。
- 99) 安井栄二「新株予約権の無償割当てに係る課税問題について」立命館法学362号194頁（2015年）参照。
- 100) 伊藤義一「判例評釈 社団法人による共済制度に基づく死亡共済金は，みなし贈与か一時所得か」TKC 税研情報25巻3号40頁（2016年）参照。
- 101) 小足八州男「社団法人による共済制度に基づく死亡共済金はみなし贈与か一時所得か」TKC 税研情報25巻3号（2016年）52頁。
- 102) 辻本勇・松沢智「無利息借入による利息相当額の経済的利益と贈与税」税務弘報39巻5号（1991年）190頁。
- 103) 藤谷・前掲注（7）101頁。
- 104) 同上。
- 105) 最大判平成28年12月19日民集70巻8号2121頁。
- 106) 「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（案）」法制審議会民法（相続関係）部会ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/001246034.pdf>>（最終閲覧日：2018年2月15日）。